

軽米町下水道事業公営企業会計システム導入業務委託

技術提案書評価基準

令和3年10月

受注者選定委員会

評価方法及び優先交渉権者候補者特定方法は次のとおりとする。

1 受注者選定委員会

本業務の優先交渉権者及び次点者の決定に関する審査は、「軽米町公共下水道事業公営企業会計システム導入業務受注者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

2 評価方法

(1) 評価の配点

評価にあたっては、400 点の範囲内で審査を行い、技術評価による得点（以下「技術点」という。）と価格評価による得点（以下「価格点」という。）に区分し、配分を 3 : 1 とする。

$$\text{総合評価点 (400 点)} = \text{技術点 (300 点)} + \text{価格点 (100 点)}$$

(2) 技術評価の方法

技術点は、必須項目を満たした場合に与えられる基礎点と、各々の加算項目を満たした場合に与えられる「加算点」の合計とする。配点は次のとおりとする。

$$\text{技術点 (300 点)} = \text{基礎点 (30 点)} + \text{加算点 (270 点)}$$

各項目の評価は、選定委員会が「技術的提案書評価表（必須項目）」（様式第 1 号）、（以下「必須項目表」という。）及び「技術提案書評価表（加算項目）」（様式 2 号）（以下「加算項目表」という。）に基づき行う。

ア 基礎点

審査委員会が必須項目表のすべての項目について、仕様を満たすと判断した場合、基礎点 30 点を付与する。

評価の結果、どれか一つでも満たされないと判断した場合には、不合格とする。

なお、必須項目表項番 3 の評価にあたっては、技術提案書作成要領様式第 1 号「機能要件適合表」の必須項目のすべてと、必須項目表項番 4 の評価にあたっては、技術提案書作成要領様式第 2 号「帳票要件適合表」のすべての項目が、次の（ア）（イ）いずれかを満たしている場合に合格とする。

（ア） 「回答」欄が「○」となっており、審査委員会により合格と判断されたもの。

（イ） 「回答」欄が「△」となっており、カスタマイズ、代替機能または運用回避策等の審査をした結果、合格と判断されたもの。

イ 加算点

(1) 審査委員会が加算項目表の項番1について、技術提案書作成要領様式第1号「機能要件適合表」の加算項目の仕様を満たすと判断した場合、1項目につき1点を付与する。

(2) 審査委員会の各委員が加算項目表の項番2以降について、加算すべきと判断した場合、加算点を付与する。

各項目の点数は、審査委員会の各委員による当該項目の点数の総和を審査委員数で除して、小数点以下第5位を切り捨てた値とする。

各項目の点数の総和を加算点とする。

(ア) 評価基準

a 項番2

実績件数で評価する。

b 項番3～10

評価	評価基準
3	提案内容が優れている
2	提案内容がやや優れている
1	普通
0	提案なし又は提案の評価ができない

(イ) 配点表

a 項番2

実績件数	加算点
	20点
1位	20
2位以下	(当該者の実績件数 / 1位の実績件数) × 20

b 項番3～10

評価	加算点
	30点
3	30
2	20
1	10
0	0

(3) 価格評価の方法

ア 会計システム構築費用見積書の評価

記載された見積価格の税抜き額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算し

た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が、実施要領で示した業務規模を超えている場合には、不合格とする。

イ 会計システム構築費用価格点

価格点は、見積価格を業務規模で除して、小数点以下第5位を切り捨てて得た値に、見積価格に対する得点配分を乗じて得た額とする。

$$\text{会計システム構築費用価格点} = \left\{ 1 - \left(\frac{\text{見積価格合計}}{\text{業務規模額合計}} \right) \right\} \times 60 \text{ 点}$$

ウ 会計システム運用保守等費用価格点

記載された見積価格の年平均の税抜き額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が、会計システム構築費用見積価格を1つでも超えている場合には、不合格とする。

エ 会計システム運用保守費用価格点

価格点は、見積価格の年平均を会計システム構築費用見積価格で除して、小数点以下第5位を切り捨てて得た値を1から除して得た値に、見積価格に対する得点配分を乗じて得た額とする。

$$\text{会計システム運用費用等価格点} = \left\{ 1 - \left(\frac{\text{システム運用保守費用見積価格の年平均額}}{\text{システム構築費用見積価格の合計}} \right) \right\} \times 40 \text{ 点}$$

(4) 不合格の扱い

ア (2) - 「ア 基礎点」で不合格とした者の加算項目は評価しない。

イ (2) - 「ア 基礎点」で不合格とした者の見積書の価格評価は行わない。

ウ (3) - 「ア 会計システム構築費用見積書の評価」で、業務規模を超えたものの価格評価は行わない。

エ (3) - 「ウ 会計システム運用保守等費用見積書の評価」で、会計システム運用保守費用の見積もり価格の年平均が、会計システム構築費用見積価格を超えている者の価格評価は行わない。

3 優先交渉権者決定方法

(1) 見積価格が業務規模の範囲内であり、かつ、総合評価点が最も高いものを優先交渉権者候補者とする。

(2) 優先交渉権者候補者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより優先交渉権者候補者を決定するものとする。

(様式第1号)

技術提案書評価表（必須項目）

※「章・条」欄は業務仕様書に対応している。

項番	章	条	評価区分	内 容	配点
1	1	5	必須	本業務で開発する会計システムは、根拠法令等に準拠している。	—
2		7	必須	発注者が示すスケジュールを守ることができる。	—
3	2	28	必須	技術提案書作成要領様式第1号「機能要件適合表」の必須項目をすべて満たすことができる。	—
4		29	必須	技術提案書作成要領様式第2号「帳票要件適合表」をすべて満たすことができる。	—

(様式第2号)

技術提案書評価表（加算項目）

※「章・条」欄は業務仕様書に対応している。

項番	章	条	評価区分	内 容	配点
1	2	28	加算	技術提案書作成要領様式第1号「機能要件適合表」の各加算項目を満たすことができる。	1×10
2	—	—	加算	元請として、下水道事業等（流域下水道、公共下水道、集落排水事業）の公営企業会計システムを過去5年間（H28～R2年度）に新規に構築した豊富な実績を有していること。	20
3	1	6,8	加算	業務を完遂するための十分な体制について、具体的かつ優れた提案がある。	30
4	2	22	加算	操作マニュアルの作成、操作研修等、教育に関する具体的かつ優れた提案がある。	30
5	2	24	加算	システムの動作テストの実施及び評価について、具体的かつ優れた提案がある。	30
6	2	26	加算	パソコン操作及び公営企業会計の専門的知識の乏しい職員による作業を想定し、具体的かつ優れた提案がある。	30
7	2	35	加算	サポート体制について、具体的かつ優れた提案がある。	30
	3	37			
8	3	36	加算	運用の考え方について、具体的かつ優れた提案がある。	30
9	3	37	加算	ソフトウェア保守の考え方について、具体的かつ優れた提案がある。	30
10	3	38	加算	次期サービスへの移行支援について、具体的かつ優れた提案がある。	30